

日本女性骨盤底医学会 専門医制度規則

第1章 総則

第1条 目的

日本女性骨盤底医学会専門医制度は、女性骨盤底医学に携わる医師の技術と知識を評価・認定し、日本の女性骨盤底医学領域の発展と普及を促し、さらには国民の健康維持に寄与することを目的とする。

第2章 専門医制度委員会

第2条 専門医制度委員会の設置

日本女性骨盤底医学会は、前条の目的を達成するために専門医制度委員会を置く。

第3条 専門医制度委員会の構成

委員会の委員は本会の正会員の中から選出され、理事会の承認を得た、委員長1名と委員若干名をもって構成する。

第4条 委員長

委員会の委員長は、委員の互選により選出する。委員長は委員会を招集し、本制度の円滑な運営を図る。

第5条 任期

委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第3章 専門医認定の申請資格

第6条 専門医認定の申請資格

専門医認定を申請するものは、次の各項目の条件をすべて満たす必要がある。

1. 日本国の医師免許証を有すること。
2. 本会会員歴が継続して3年(36ヶ月)以上で、本会会費を完納していること。
3. 基幹学会(日本産科婦人科学会、日本泌尿器科学会、日本外科学会)の専門医資格を取得後、申請時まで2年以上の骨盤底医学の診療経験があること。
4. 骨盤臓器脱と尿失禁合わせて50症例の治療経験があること(手術療法、保存療法を含む)
5. 本会が定める研修単位50単位以上を取得していること。

(研修単位)

- ・本会学術集会に参加(最低1回必要、30単位まで):10単位/回
- ・本会学術集会で筆頭演者として発表(最低1回必要):5単位/回
- ・骨盤底医学に関連する論文を査読のある学術雑誌に筆頭著者として掲載(最低1報必要):10単位/報

- ・骨盤底医学に関連する論文を査読のある学術雑誌に共同著者として掲載：
5単位／報
 - ・骨盤底医学に関連する論文を査読：5単位／報（査読に関する事務局からのメールを添付）
 - ・メッシュ講習会、ペッサリー講習会、LSC 講習会など学会主催の講習会に参加：
5単位／回
- *すべての書類は PDF ファイルにして添付する。
*すべての項目において期間は問わず、過去の全期間とする。
*論文、発表の内容について審議が必要な場合は委員会で検討する。

第4章 専門医認定の申請

第8条 専門医認定の申請

専門医認定を希望する者は、次の各項に定める申請書類を委員会（事務局メールアドレス：gr-med-urogyn@omu.ac.jp）に電子ファイルで提出しなければならない。

1. 専門医申請書 (MS ワード)
2. 専門医認定の申請手数料 (1万円) の振込完了を証明する証書 (PDF)
振込先： 三菱UFJ銀行 阿倍野橋西支店 普通口座 1050399
口座名義： 日本女性骨盤底医学会 事務局代表 角俊幸
3. 50単位以上の教育研修単位の証明書類 (PDF)
4. 日本国の医師免許証 (PDF)
5. 基幹学会（日本産科婦人科学会、日本泌尿器科学会、日本外科学会）の専門医認定証 (PDF)

第5章 専門医資格の更新申請

第9条 専門医資格更新の申請

専門医認定は 5 年毎に更新する。専門医資格取得者で資格の更新を希望する者は、資格取得時から更新申請時において継続して本会の会員であり、次の各項に定める専門医資格の更新申請書類を委員会に提出し、委員会の審査を受けて承認を得なければならない。

1. 専門医資格更新申請書
2. 更新申請料 (1万円) の振込完了を証明する証書 (PDF)
振込先： 三菱UFJ銀行 阿倍野橋西支店 普通口座 1050399
口座名義： 日本女性骨盤底医学会 事務局代表 角俊幸
3. 専門医取得後の5年間における50単位以上の教育研修単位の証明書類 (PDF) (研修単位)

- ・本会学術集會に参加(最低1回必要):10単位/回
- ・本会学術集會で筆頭演者として発表:5単位/回
- ・骨盤底医学に関連する論文を査読のある学術雑誌に筆頭著者として掲載:10単位/報
- ・骨盤底医学に関連する論文を査読のある学術雑誌に共同著者として掲載:5単位/報
- ・骨盤底医学に関連する論文を査読:5単位/報
- ・メッシュ講習会、ペッサリー講習会など学会主催の講習会に参加:5単位/回

第10条 更新延期

産休、留学、病氣療養などで臨床を中断した場合など、診療に関われない時期があった場合は更新申請を延期することができる。延期申請は当該年度中に本人が行い、専門医制度委員会で審査する。

第6章 認定証の交付

第10条 交付

理事長は専門医申請者および更新申請者で、委員会の承認を受け、専門医登録料(1万円)納付を行った者に対し、認定証を交付する。

振込先: 三菱UFJ銀行 阿倍野橋西支店 普通口座 1050399

口座名義: 日本女性骨盤底医学会 事務局代表 角俊幸

第7章 専門医資格の喪失

第11条 資格喪失

専門医資格は、次の各項の理由によりその資格を喪失する。

1. 自ら意思表示して、専門医としての資格を辞退したとき。
2. 本会の会員としての資格を喪失したとき。
3. 委員会が指定する期日までに資格の更新申請の手続きをしなかったとき。
4. 専門医としてふさわしくない行為があったとき。

第8章 規則の変更

第12条 改廃

専門医制度規則の改廃は、委員会より理事会へ上申し、理事会の承認を経て行う。